

歯材材料9 歯材用研削材料
一般医療機器 歯科技工用カーバイド切削器具 70744000

セレック カーバイドバー

【形状・構造及び原理等



1. 構造
作業部および軸部で構成される。
(1) 作業部 : タングステンカーバイド
表面チタンコーティングもあり
(2) 軸部 : カーバイド鋼
2. 形状
球形(3mm～6mm)、円錐形、砲弾形、テーパ形、ニードル形
3. 原理
本材は歯科技工用エンジンやレーズモーター等に軸部を装着し、回転させることにより、研削砥粒を含有する作業部で歯科技工物の研削を行う。

【使用目的又は効果】

歯科用カーバイド製の作業部をもち、歯科用ハンドピースに装着し、補綴物等の研削に用いる回転式の研削器具をいう。

【使用方法等】

1. 使用方法
- (1) 本材を歯科技工用エンジンやレーズモーターに装着し、回転させる。
- (2) 被研削体に押し当て、研削を行う。
- (3) 作業部に目詰まりが生じた場合は、必要に応じてカーボラダムポイント等でドレッシングを行う。
- (4) 最高許容回転速度は次表のとおり

形状	最高許容回転速度 (rpm)
球形、円すい形、砲弾形、テーパ形、ニードル形	25,000

2. 使用方法に関連する使用上の注意
- (1) ハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入して半チャックでないことを確認すること。
- (2) 使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- (3) 頭部の細いもの、長いもの、大きい形状のものは、折れたり曲がったりすることがあるので、無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。

【使用上の注意】

1. 警告
指定の最高許容回転速度を超えて使用しないこと。
2. 使用上の注意
- (1) 変形、亀裂、損傷(錆、表面キズ、曲がり、汚損)等のあるものは使用しないこと
- (2) 本材は【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと
3. 重要な基本的注意
- (1) 本材を使用して研削・研磨する際には、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- (2) 目の損傷を防ぐために、保護眼鏡等を使用すること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

- (1) 水分・腐食性薬剤およびその蒸気の暴露を避けて、外圧(物理的負荷)および汚染を受けないように保管すること。
- (2) 本材は歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【包装】

1本/3本/5本/10本/12本 入り/セット

【製造販売業者および製造業者の氏名または名称および住所等】

製造販売業者 合同会社 WSPTジャパン
〒341-0018
埼玉県三郷市三郷1-20-18
TEL 048-954-5636
FAX 048-954-5637